

●3 土地の売買や住所変更等について

事業に関する通知や書類等の送付先を把握しておく必要がありますので、土地区画整理事業施行地区内の土地について、下記のような権利変動等があった場合は、当課まで届け出てくださるようお願いします。

- ①土地の売買、贈与、相続等により所有権を移転された場合
- ②土地の分筆や合筆をされた場合
- ③土地について抵当権等を設定された場合
- ④住所を変更された場合
- ⑤借地権の申告や内容の変更をされた場合

●4 建築行為等の制限について

新大村駅周辺土地区画整理事業の施行地区内では、土地区画整理法第76条の規定により、建築行為等を制限しています。

- ① 土地の形質の変更
(土地の切土・盛土や舗装をするなど。)
- ② 建築物・工作物の新築、改装、増築
(門・塀等も含まれます。)
- ③重量が5トンを超える物件の設置、又はたい積

事業が完了する(換地処分公告の日)までは、上記①～③の建築行為等をされる場合、許可申請が必要となります。

●5 仮換地証明書の発行について

仮換地に建物を新築して、法務局に登録する場合は、仮換地に関する証明が必要になります。また、土地を売買される場合や担保として融資を受けられる場合なども、換地に関する証明が必要になることがあります。

その様な場合には、「仮換地証明書」を発行(300円)しますので、当課まで申し出てください。

【令和3年10月】

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

—第15号—

【編集・発行】 施行者： 大村市
(都市整備部 新幹線まちづくり課)
〒856-8686
長崎県大村市玖島1丁目25番地
TEL: 0957-53-4111 (内線602・159)
E-mail: sinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回、お知らせいたしました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

●ご挨拶

秋涼の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、新大村駅周辺のまちづくりに、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新大村駅周辺土地区画整理事業につきましては、昨年度から、まちの骨格となる大村駅前原口線を整備し、今年度は、いよいよ新たなまちの顔となる、新大村駅前広場の本格的な整備に着手します。

完成後は、鉄道と交通機関などによる交通手段の利用が可能となることで、利便性の向上が図られ、新大村駅の魅力がますます高まるものと考えております。

今後も、工事の安全などに十分配慮しながら、職員一同、早期の事業完了に向けて、事業の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

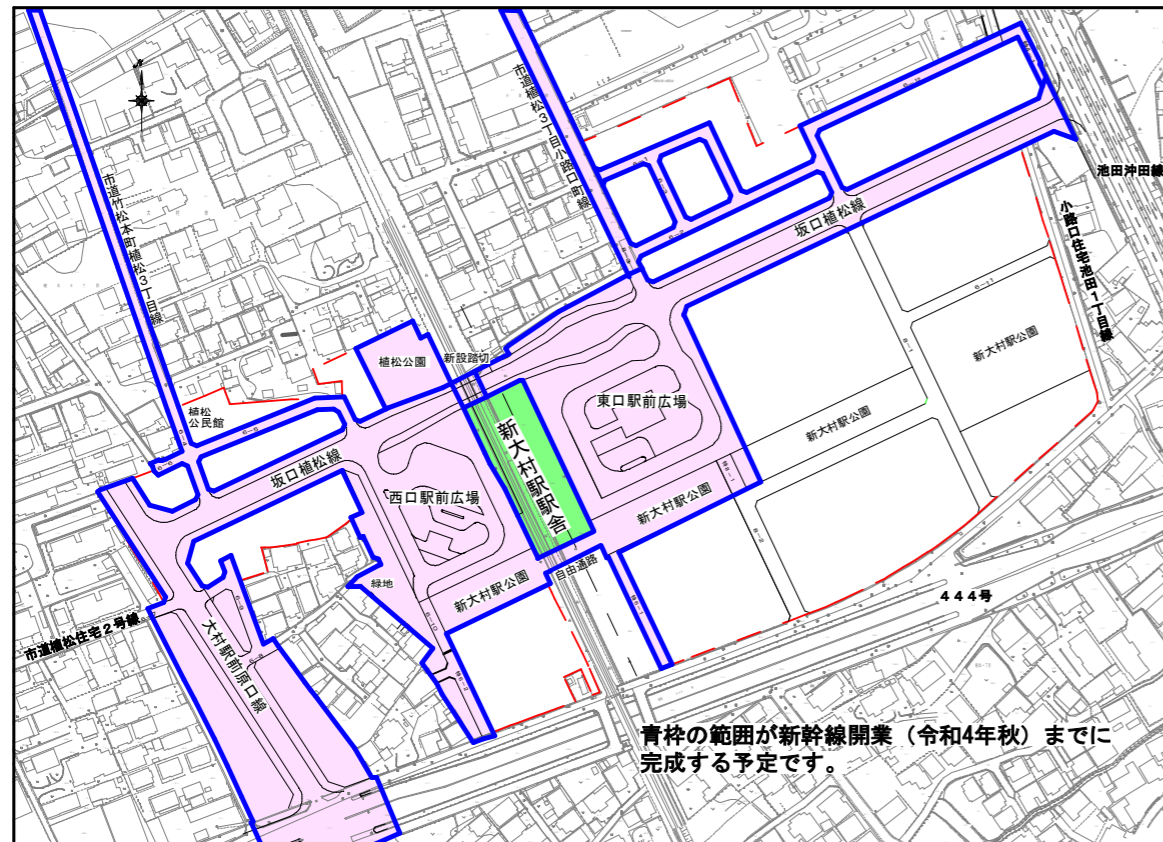


令和3年4月頃のドローン写真

●1 工事の計画について

これまで土地区画整理法第98条の規定により土地の区画形質の変更または、公共施設の新設などに係る工事のため、仮換地の指定を行い、随時、工事を進めております。

新大村駅周辺整備工事計画



●2 土地区画整理審議会委員の選挙を実施します！

現在の土地区画整理審議会委員の任期（5年）が来年、令和4年2月19日をもって満了を迎えます。

これに伴い、次期の審議会委員を決定するため、選挙を令和4年2月13日に実施するように予定しております。

なお、立候補者の人数が選挙すべき人数（8人）を超えない場合は、投票は行いません。

委員の定数

審議会委員は、施行地区内の土地所有者及び土地区画整理事業について学識経験を有する者で構成されます。

委員の定数は10人となっており、そのうち、土地所有者の中から選挙により選ばれる8人と、市長が選任する学識経験者の2人となっております。

委員の任期

委員の任期は5年です。
施行条例によるもので、令和4年2月20日から令和9年2月19日までとなります。

～土地区画整理審議会委員の選挙の日程と内容～（予定）

